

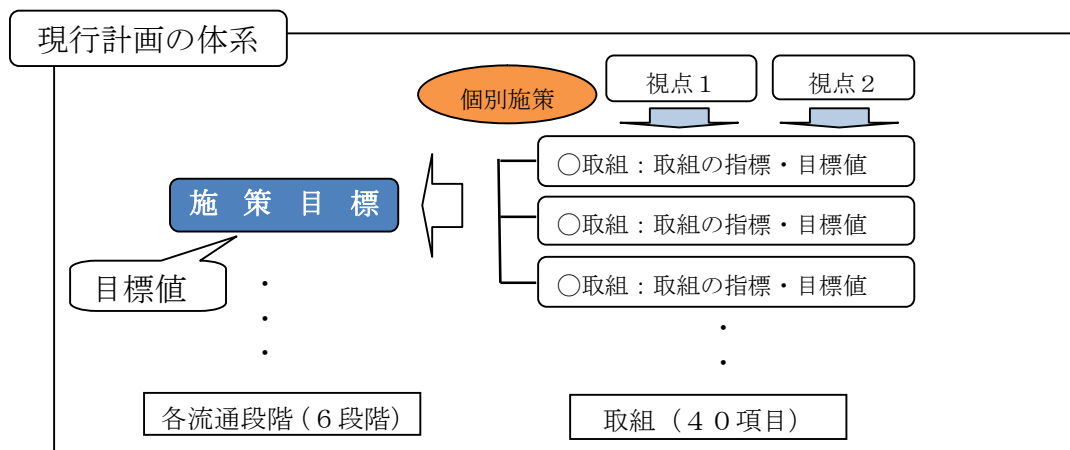
次期計画における目標設定について

1 現行計画における目標について

- (1) 現行計画は、流通段階（6段階※）ごとに設定した施策目標（目標値を設定）の達成に向け、視点1（京都市が実施する監視指導、情報発信）及び視点2（市民等及び食品等事業者による自主的な取組）で掲げる取組（個別施策40項目）の推進を図っている。

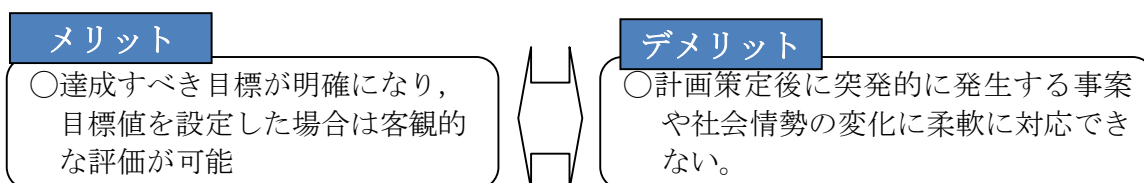
※①生産段階、②卸売市場、③製造・加工・販売段階、集団給食施設、使用水、④消費段階、⑤違反・不良食品の流通の阻止、⑥食中毒等発生時における緊急危機管理体制の整備

- (2) 取組の推進に当たっては、個別施策ごとに「取組の指標・目標値」を設定し、進捗を管理している。
- (3) 進捗状況については、毎年度、京都市食の安全安心推進審議会に報告し評価を得た後、公表している。



2 目標設定の考え方について

- (1) 現行計画では、流通段階及び個別施策の取組ごとに目標や指標を定めるとともに、計画の進捗状況や達成度を評価する際の日安となる目標値を設定している。
- (2) しかし、現行計画の取組の中には、すでに現行計画以外の他の計画やプラン等（以下「他の計画等」という。）において、具体的な目標や指標を設定している取組もある。
- (3) 細部にわたる目標設定を行うと、計画策定時には想定できなかった事案（現行計画策定後に発生した食品の放射能汚染の問題など）が発生した場合や、社会情勢の変化に柔軟に対応することが困難となる。

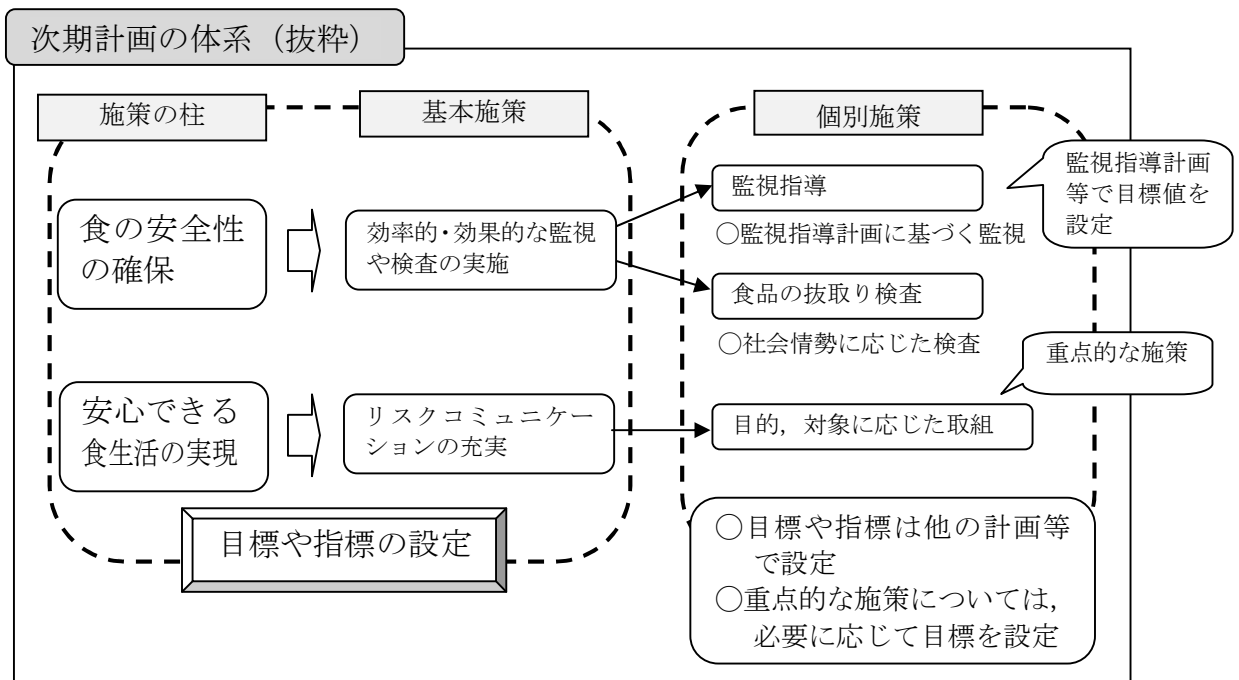


3 次期計画における目標のあり方について

次期計画では、設定した目標が計画を推進するうえでの妨げとならないよう、以下の点を念頭に置き目標設定を行う。

- 突発的に発生した事案や社会情勢の変化への柔軟な対応を考慮する。
- 極端にハードルの高い目標設定や、目的が数値目標の達成にとらわれ過ぎないように工夫する。

- (1) 次期計画では、施策の柱である「食の安全性の確保」及び「安心できる食生活の実現」の達成に向け、「基本施策」と「個別施策」を掲げる予定であり（資料7「施策の体系（案）」参照）、目標は個別施策ではなく、「施策の柱」又は「基本施策」に設定するとともに、適切な指標をもって進捗管理を図る。
- (2) なお、個別施策のうち、重点的に取り組む施策（目的，対象に応じたリスクコミュニケーションの展開等）は、必要に応じて目標や指標等を設定する。



4 次期推進計画における目標（案）

「食の安全性の確保」に係る目標

掲げる目標
施策の柱に

食品の生産から販売に至る各段階での取組により、市民や観光旅行者等の食の安全性の確保を図ります。

具体的には

対応方針

- 1 社会情勢の変化に対応した監視指導や検査を実施することで、食中毒の発生や流通食品の違反件数を減少させ、市民や観光旅行者等の健康の保護を図ります。
- 2 事業者の自主的な衛生管理の取組を、京都市が独自に認証する「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」の普及を通じて、衛生管理の意識の向上を図ります。制度の普及にあたっては、事業者の認証取得を促進するため、衛生管理の取組状況に応じた区分の設定やHACCPとの整合を図ります。
- 3 食品の安全に係る事故が発生した場合には、迅速に被害拡大防止措置を講じるとともに、再発防止に向けた原因究明や発生原因への対策整備を図ります。

客観的に
評価する
ために

指標 1：重篤又は大規模な食中毒発生件数	1 件（食中毒事件総数 12 件）
指標 2：市内で製造される広域流通食品の違反件数	0 件（違反件数総数 4 件）
指標 3：HACCP 導入施設数及び京（みやこ）・食の安全衛生管理認証取得施設数	118 施設（認証施設数）

平成 26 年度実績

「安心できる食生活の実現」に係る目標

掲げる目標
施策の柱に

京都市や事業者による食の安全性の確保に関する取組を積極的に情報発信するとともに、市民等が学習する機会を設け、多くの市民等の理解の促進を図ります。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、広く国内外に対し、京都市の食の安全情報の発信を図ります。

具体的には

対応方針

- 1 市民や観光旅行者等に向け、あらゆる媒体を活用して、食の安全性の確保に係る京都市や事業者の取組の情報を継続的に発信します。
- 2 市民、事業者及び行政による食の安全性の確保に関する情報や意見交換を通じ、市民等の理解の促進を図ります。
- 3 大学生等を中心とした次世代を担う若年層に対し、食品に関し、自らが関心を持ち、正しい知識を普及し、行動し、次の世代に承継できる人材の育成を図ります。

客観的に
評価する
ために

指標 1：食の安全に係る情報発信回数及びアクセス数や賛同数
指標 2：リスクコミュニケーション事業参加者数及び参加者の理解度
指標 3：食の安全安心に関心を有する人材（学生監視員等）養成数及び自主的監視導入大学数

他の自治体の食の安全安心に関する計画やプラン等における目標設定

1 東京都（東京都食品安全推進計画：平成27年2月策定）

- 「施策の柱」や「個別施策」において対応の方向性を示しているが、目標（値）は設定していない。

施策の柱	対応
国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○農産物の生産現場や食品の製造・調理・販売施設における自主的な取組に対し、都が独自に認証する制度の普及を図ります。認証制度の普及に当たり、事業者の取組の段階に応じた認証区分の設定や認証基準の国際規格との整合などを通じて、事業者の認証取得を推進します。 ○国際基準であるHACCP（ハサップ）システムの普及を図ります。
情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○輸入食品を含めた食品の安全を科学的根拠に基づき確保するため、海外を含め幅広い分野の情報を収集し、分析・評価を行い対策を実施します。 ○新たな食品表示制度について、制度の普及や相談・監視体制の整備を行います。
世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、食品中の放射性物質モニタリング検査結果をはじめとした、食品安全に関する情報を世界に向けて発信します。 ○都民、事業者及び行政が、様々な機会を通じて行う情報や意見交換の場を一層充実させ実施していきます。 ○食物アレルギー対策について、関係各局が連携し、関係者間の相互理解と協力を得ながら総合的に対策を進めていきます。

2 札幌市（安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画：平成27年3月策定）

- 「安全の確保」、「安心と魅力の創出」の2つの柱のもとに、各種施策を進めるため、計画の進捗状況を評価する際の目安になる指標を設定。

項目	現状値 (平成26年度)	数値指標 (平成31年度)
食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合	—	80%
HACCP導入型管理運営基準施設数	—	1,000件
札幌市食品衛生管理認定制度の認定数（認定継続分）	61件	100件
札幌市食品衛生管理認証制度認知度	22.6%	40%
さっぽろ食の安全・安心推進協定の締結数（累計）	313件	500件
さっぽろ食の安全・安心推進協定認知度	5.3%	20%
食の安全・安心モニターの施設報告数（5年間）	979件	1,500件

3 名古屋市（名古屋市食の安全・安心の確保のための行動計画：平成24年策定）

- 事業者，消費者，市がともに信頼を高め，食の安全・安心を確保するに当たって，施策の成果や達成度を把握するため，目安となる数値目標を設定。

指標	現状値 (22年度)	目標値 (30年度)
食の安全に対して不安を感じている市民の割合	90.2% ※1	50%
食肉の生食のリスクに関して認知している市民の割合	82.2% ※2	100%
食肉の生食等を原因とする食中毒事件数	6件	0件
自主管理認定施設数（累計）	2施設	90施設
地産地消給食講師の小学校等への派遣	27校	30項
市民農園の利用区画数	3,258区画	4,500区画
中央卸売市場（本場，北部市場）における低温化率	20.5%	30%
中学校スクールランチ指導員立ち入り調査回数	116回	140回

※1 平成20年に，内閣府食品安全委員会が一般の方を対象に実施したアンケートによる。

※2 平成23年に，保健所が講習会に参加した市民を対象に実施したアンケートによる。

4 京都府（京都府食の安心・安全行動計画：平成25年策定）

- 4つの中心となる取組を推進するため，具体的な取組及び目標値を設定

中心となる取組	具体的な取組（一部抜粋）	現状 (H23年度実績値)	目標 (H27年度)
放射性物質に対する 食品安全管理体制の 強化	流通食品の放射性物質検査（検体/年）	127	300
	放射性物質に関するリスクコミュニケーション，講演会，意見交換会の開催（回/年）	5	10
食の信頼感向上に向けた情報提供の強化 と府民参画の拡大	府民に感心の高いテーマについて講演会等による情報提供（回/年）	—	12
	リスクコミュニケーションの開催回数（回/年）	10	17
監視・指導・検査の 強化	農薬使用者に対する使用実態調査（件/年）	34	120
	食品等の収去検査検体数（検体/年）	750	750
	巡回調査における適正表示の割合（%）	82	90
安心・安全の基盤づくり	GAP手法導入農家数（戸）	450	1,500
	水産養殖事業者の巡回指導件数（年/年）	25	25
	食品衛生推進員又は食品衛生指導員による指導件数（件/年）	5,700	5,700